

令和 6 年 度

にかほ市健全化判断比率審査意見書

にかほ市資金不足比率審査意見書

にかほ市監査委員

監 発 ー 1 7

令和 7 年 8 月 2 6 日

にかほ市長 市 川 雄 次 様

にかほ市監査委員 須 藤 金 悦

にかほ市監査委員 森 鉄 也

令和 6 年度にかほ市健全化判断比率等の審査意見の提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 1 9 年法律第 9 4 号）
第 3 条第 1 項及び第 2 2 条第 1 項の規定により審査に付された、令和 6
年度決算に基づくにかほ市健全化判断比率及び資金不足比率を審査した
ので、その結果について次のとおり意見を提出する。

目 次

にかほ市健全化判断比率審査意見	2
審査の対象	2
審査の期間	2
審査の概要	2
審査の結果	2
にかほ市資金不足比率審査意見	3
審査の対象	3
審査の期間	3
審査の概要	3
審査の結果	3
参考資料	
にかほ市における「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」 の対象会計等について	4
用語説明	5

令和6年度 にかほ市健全化判断比率審査意見

1 審査の対象

実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率（以下「健全化判断比率」という。）並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類

2 審査の期間

令和7年8月8日から令和7年8月22日まで

3 審査の概要

この健全化判断比率審査は、にかほ市長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかについて、関係資料との照合を行ったほか、担当職員からの説明聴取等の方法により実施した。

4 審査の結果

審査に付された下記、健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記

	健全化判断比率	令和6年度	早期健全化基準
①	実質赤字比率	— %	13.47 %
②	連結実質赤字比率	— %	18.47 %
③	実質公債費比率	8.0 %	25.0 %
④	将来負担比率	50.0 %	350.0 %

（備考）実質赤字額又は連結実質赤字額がない場合及び実質公債費比率又は将来負担比率が算定されない場合、当該「令和6年度」欄には「—」を記載した。

令和 6 年度 にかほ市資金不足比率審査意見

1 審査の対象

資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

2 審査の期間

令和 7 年 8 月 8 日から令和 7 年 8 月 22 日まで

3 審査の概要

この資金不足比率審査は、にかほ市長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかについて、関係資料との照合を行ったほか、担当職員からの説明聴取等の方法により実施した。

4 審査の結果

審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記

比率名 資金不足比率

(単位：千円)

	会計名	令和 6 年度	事業の規模	経営健全化基準
①	水道事業会計	— %	572,728	各会計 20.0 %
②	下水道事業会計	— %	264,780	

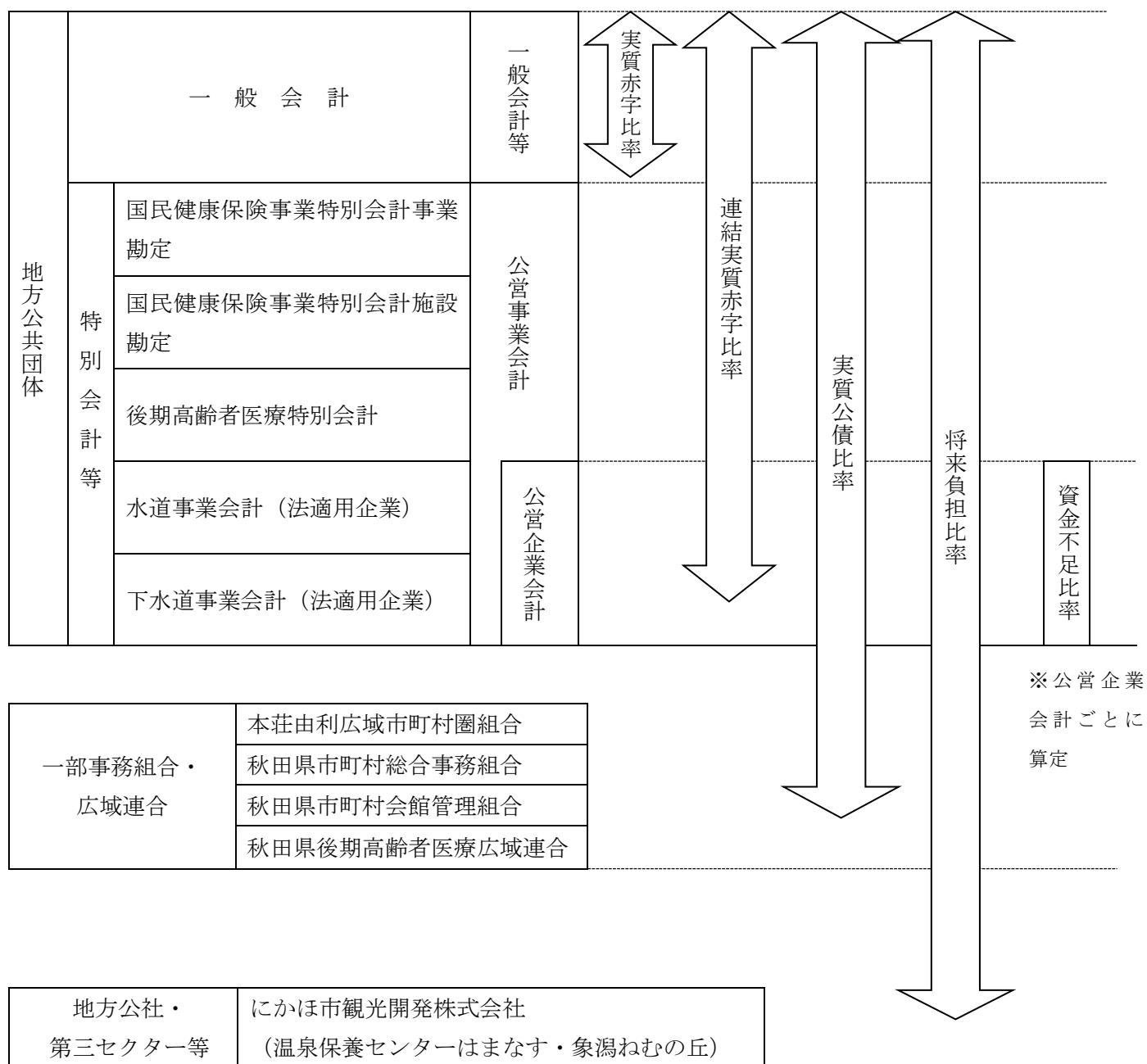
(備考) 1 資金不足額がない場合は、「令和 6 年度」欄には「—」を記載した。

2 「事業の規模」欄の数値は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令第 17 条第 1 項の規定により算定した数値である。

参考資料

にかほ市における「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」の対象会計等について

令和6年度決算



用語説明

① 実質赤字比率

地方公共団体の一般会計等（普通会計＝一般会計＋公営事業会計以外の特別会計）の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示すものである。

② 連結実質赤字比率

すべての会計の赤字や黒字を合算し、地方公共団体全体としての赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示すものである。

③ 実質公債費比率（３カ年平均）

借入金（地方債）の返還金（公債費）とこれに準じる額の合計額（普通会計にその他のすべての会計、一部事務組合など会計を含める。）の大きさを指標化し、実質的な公債費が財政に及ぼす負担の度合いを示すものである。

この値が、１８％以上の場合は、起債に県の許可が必要となり、２５％以上の場合は、単独事業にかかる起債が制限されます。

④ 将来負担比率

地方公共団体の一般会計等（普通会計にその他のすべての会計、一部事務組合などの会計、第３セクター（本市では、市観光開発株式会社）を含める。）の借入金（地方債）や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化し、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示すものである。

⑤ 資金不足比率

公営企業の資金不足を、公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して指標化し、経営状態の悪化の度合いを示すものである。

法適用企業：水道事業、下水道事業

事業の規模＝営業収益の額－受託工事収益の額